

社会福祉法人ふみわ福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふみわ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等に対して報酬は、支給しない。

(費用弁済)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合に、次項各号に規定する。ただし、当法人の職員であって、職員給与を支給している者には、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁済額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 定時評議員会及び決算報告理事会等に参加した場合の費用弁済

北河内7市	3,000円
その他	4,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁済

北河内7市	3,000円
その他	4,000円

(改 廃)

第4条 この規程の改正又は廃止する場合は、理事会及び、評議員会の承認を経るものとする。

附 則

1. この規程は、社会福祉法及び新定款対応、理事会の議決後、評議員会の承認を経て施行する。
2. この規程は、令和4年6月1日から施行し、改正後の規程は令和4年4月1日から適用する。
3. 役員報酬規程は、令和4年3月31日で廃止する。